



2025/01/17 15:20 現在の情報です。

発行年月日：2025/01/17
照会番号：0919442425

照会番号の有効期間は発行年月日から100日間です。

| | | | | | |
|---------------|---------|-------|----------------------|---|---------------|
| 表 題 部 (土地の表示) | | 調製 | 平成9年11月20日 | 不動産番号 | 0308000144256 |
| 地図番号 | [余白] | 筆界特定 | [余白] | | |
| 所 在 | 新座市栄五丁目 | | | [余白] | |
| ① 地 番 | ②地 目 | ③ 地 積 | 町 反 畝 歩 ^④ | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 4925番6 | 宅地 | ④ | 104:00 | [余白] | |
| [余白] | [余白] | | 277:55 | ③4925番6、35に分筆 〔昭和37年5月29日〕 | |
| [余白] | [余白] | | 109:63 | ③4925番6、4925番59、4925番 60に分筆 〔昭和57年6月10日〕 | |
| [余白] | [余白] | | 108:58 | ③4925番6、4925番65に分筆 〔昭和57年7月15日〕 | |
| [余白] | 公衆用道路 | | 108: | ②③昭和57年11月2日地目変更 〔昭和57年11月12日〕 | |
| [余白] | [余白] | [余白] | : | 昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成9年11月20日 | |

| 権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項) | | | |
|-------------------------------------|-----------------------|------------------------|---|
| 順位番号 | 登 記 の 目 的 | 受付年月日・受付番号 | 権 利 者 そ の 他 の 事 項 |
| 1 | 所有権移転 | 昭和56年12月17日 第61823号 | 原因 昭和56年11月28日売買 所有者 川崎市中原区新丸子東二丁目924番 地 八 洲 開 発 株 式 会 社 順位2番の登記を移記 |
| 付記1号 | 1番登記名義人表示変更 | 平成12年2月14日 第5255号 | 原因 平成11年4月30日本店移転 本店 愛知県東海市中央町六丁目47番地 |
| 2 | 所有権一部移転 | 昭和57年12月1日 第56046号 | 原因 昭和57年6月27日売買 共有者 東京都練馬区石神井台八丁目21番9 号 持分1万1794分の2788 篠 匠 男 順位3番の登記を移記 |
| 3 | 八洲開発株式会社持分一部移転 | 昭和57年12月25日 第60937号 | 原因 昭和57年12月24日売買 共有者 東京都保谷市東町四丁目8番28号 持分1万1794分の8000 株式会社六建ハウジング 順位4番の登記を移記 |
| 4 | 株式会社六建ハウジング持分一部移 転 | 昭和58年6月28日 第31308号 | 原因 昭和58年6月22日売買 共有者 新座市栄三丁目5番34号 持分1万1794分の2012 内 田 富 夫 順位5番の登記を移記 |
| 付記1号 | 4番登記名義人表示更正 | 平成10年9月30日 第41602号 | 原因 錯誤 住所 新座市栄五丁目1番29号 |
| 5 | 株式会社六建ハウジング持分一部移 転 | 昭和58年10月17日 第48671号 | 原因 昭和58年10月17日売買 共有者 新座市栄五丁目1番29号 持分1万1794分の2124 森 川 郁 夫 順位6番の登記を移記 |
| 6 | 株式会社六建ハウジング持分一部移 転 | 昭和58年12月15日 第58411号 | 原因 昭和58年12月15日売買 共有者 川越市大字砂新田1565番地20 持分2万3588分の1913 永 田 忠 男 川越市大字砂新田1565番地20 2万3588分の1913 永 田 文 子 順位7番の登記を移記 |

| | | | |
|------|-------------------|------------------------|---|
| 7 | 株式会社六建ハウジング持分全部移転 | 昭和59年9月14日 第41115号 | 原因 昭和59年9月4日売買 共有者 新座市栄五丁目1番29号 持分1万1794分の976 三田正躬 新座市栄五丁目1番29号 1万1794分の975 三田芳枝 順位8番の登記を移記 |
| 8 | 永田忠男、永田文子持分全部移転 | 昭和63年8月19日 第38149号 | 原因 昭和63年8月19日売買 共有者 東京都北区中里一丁目8番3号 持分1万1794分の1913 鈴木富雄 順位9番の登記を移記 |
| | 余白 | 余白 | 昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年11月20日 |
| 9 | 鈴木富雄持分全部移転 | 平成11年10月21日 第41832号 | 原因 平成11年2月17日相続 共有者 新座市栄五丁目1番29号 持分1万1794分の1913 鈴木雅昭 |
| 10 | 篠匡男持分全部移転 | 平成15年12月4日 第48411号 | 原因 平成15年12月4日売買 共有者 東京都練馬区下石神井六丁目24番2号 持分1万17940分の11152 ハイマンクリストファーゾン 東京都練馬区下石神井六丁目24番2号 1万17940分の16728 ハイマンまほ |
| 11 | 八洲開発株式会社持分全部移転 | 平成16年2月12日 第4266号 | 原因 平成16年1月22日贈与 共有者 川崎市高津区末長17番地8 持分1万1794分の1006 遠藤光春 |
| 付記1号 | 11番登記名義人住所変更 | 平成30年6月25日 第19143号 | 原因 平成25年9月24日住居表示実施 住所 川崎市高津区末長一丁目52番3号 |
| 12 | 森川郁夫持分全部移転 | 平成17年8月19日 第32526号 | 原因 平成17年8月19日売買 共有者 朝霞市本町二丁目14番4-402号 持分1万1794分の2124 磯部則和 |
| 付記1号 | 12番登記名義人表示変更 | 平成17年12月26日 第51565号 | 原因 平成17年12月5日住所移転 住所 新座市栄五丁目1番29号 |
| 13 | 鈴木雅昭持分全部移転 | 平成18年1月27日 第2488号 | 原因 平成18年1月27日売買 共有者 新座市栄五丁目1番29号 持分1万1794分の1913 齋木大輔 |
| 14 | 三田芳枝持分全部移転 | 平成25年12月11日 第46582号 | 原因 平成22年10月28日相続 共有者 新座市栄五丁目1番29号 持分1万1794分の975 三田正躬 |
| 15 | 齋木大輔持分全部移転 | 平成30年8月2日 第23610号 | 原因 平成30年8月2日売買 共有者 東京都新宿区高田馬場三丁目46番25号 持分1万1794分の1913 アイディホーム株式会社 |
| 16 | 三田正躬持分全部移転 | 平成31年4月10日 第11362号 | 原因 平成30年8月17日遺贈 共有者 神奈川県小田原市蓮正寺858番地の2 持分1万1794分の1951 岩崎光治 |
| 17 | アイディホーム株式会社持分全部移転 | 令和1年7月16日 第21597号 | 原因 令和1年7月16日売買 共有者 新座市栄五丁目1番29号 持分1万17940分の17217 一戸勇二 新座市栄五丁目1番29号 1万17940分の1913 一戸道彦 |
| 18 | 岩崎光治持分全部移転 | 令和2年5月15日 第15049号 | 原因 令和2年5月15日売買 共有者 さいたま市南区根岸五丁目11番14号アルフラット武蔵浦和103 持分1万1794分の1951 永井脩 |
| 付記1号 | 18番登記名義人住所変更 | 令和3年3月12日 | 原因 令和3年2月19日住所移転 |

| 権利部(乙区)(所有権以外の権利に関する事項) | | | |
|-------------------------|------------------|------------------------|--|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 |
| 1 | 森川郁夫持分抵当権設定 | 昭和63年11月30日 第54963号 | 原因 昭和63年11月26日保証委託契約による求償債権同年11月29日設定 債権額 金2,800万円 損害金 年1.4% 年365日日割計算 債務者 新座市栄五丁目1番29号 森川郁夫 抵当権者 東京都千代田区平河町一丁目1番8号 住銀保証株式会社 共同担保 目録(2)第4418号 順位12番の登記を移記 |
| 2 | 三田正躬、三田芳枝持分抵当権設定 | 平成8年1月25日 第2962号 | 原因 平成7年11月29日保証委託契約による求償債権平成7年12月22日設定 債権額 金900万円 損害金 年1.4% 年365日日割計算 債務者 新座市栄五丁目1番29号 三田正躬 抵当権者 東京都港区南青山三丁目1番31号 東京総合信用株式会社 共同担保 目録(2)第8031号 順位17番の登記を移記 |
| 付記1号 | 2番抵当権移転 | 平成12年12月6日 第47971号 | 原因 平成11年10月1日合併 抵当権者 大阪府西区南堀江一丁目2番13号株式会社クオーク |
| | [余白] | [余白] | 昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年11月20日 |
| 3 | 内田富夫持分抵当権設定 | 平成10年9月30日 第41603号 | 原因 平成10年9月30日金銭消費貸借同日設定 債権額 金1,500万円 利息 年3.025%(年365日日割計算) 損害金 年1.825%(年365日日割計算) 債務者 新座市栄四丁目2番7号ハイムサクシード402号室 田村信義 抵当権者 東京都豊島区東池袋一丁目12番5号 東京信用金庫 共同担保 目録(2)第5275号 |
| 4 | 内田富夫持分抵当権設定 | 平成11年4月28日 第17200号 | 原因 平成11年4月28日金銭消費貸借同日設定 債権額 金200万円 利息 年3.025%(年365日日割計算) 損害金 年1.825%(年365日日割計算) 債務者 新座市栄四丁目2番7号ハイムサクシード402号室 田村信義 抵当権者 東京都豊島区東池袋一丁目12番5号 東京信用金庫 共同担保 目録(2)第8276号 |
| 5 | 2番抵当権抹消 | 平成12年12月6日 第47972号 | 原因 平成12年11月24日解除 |
| 6 | 1番抵当権抹消 | 平成16年1月6日 第118号 | 原因 平成15年11月27日解除 |
| 7 | 磯部則和持分抵当権設定 | 平成17年12月26日 第51567号 | 原因 平成17年12月26日金銭消費貸借同日設定 債権額 金5,680万円 利息 年1.079% 損害金 年1.46%(年365日日割計算) 債務者 新座市栄五丁目1番29号 磯部則和 抵当権者 東京都港区赤坂二丁目9番11号 ソニー銀行株式会社 共同担保 目録(2)第1474号 |
| 8 | 齋木大輔持分抵当権設定 | 平成18年1月27日 第2490号 | 原因 平成17年10月25日保証委託契約に基づく求償債権平成18年1月27日設定 債権額 金2,400万円 損害金 年1.4%(年365日日割計算) |

| | | | |
|------|------------------|------------------------|---|
| | | | 債務者 新座市栄五丁目1番29号 齋木大輔 抵当権者 東京都立川市曙町二丁目38番5号 多摩保証株式会社 共同担保 目録(注)第1823号 |
| 9 | 8番抵当権抹消 | 平成21年2月17日 第4769号 | 原因 平成21年2月17日解除 |
| 10 | 齋木大輔持分抵当権設定 | 平成21年2月17日 第4770号 | 原因 平成21年1月27日保証委託契約による求償債権平成21年2月17日設定 債権額 金2,300万円 損害金 年14% (年365日の日割計算) 債務者 新座市栄五丁目1番29号 齋木大輔 抵当権者 さいたま市浦和区常盤十丁目13番10号 りそな保証株式会社 共同担保 目録(注)第9969号 |
| 11 | 3番抵当権抹消 | 平成25年10月10日 第38429号 | 原因 平成25年9月10日解除 |
| 12 | 4番抵当権抹消 | 平成26年5月26日 第19559号 | 原因 平成26年4月10日解除 |
| 13 | 10番抵当権抹消 | 平成30年8月2日 第23608号 | 原因 平成30年8月2日解除 |
| 14 | 一戸勇二、一戸道彦持分抵当権設定 | 令和1年7月16日 第21600号 | 原因 令和1年7月16日金銭消費貸借同日設定 債権額 金3,520万円 利息 年0.775% (年12分の1の月割計算) 損害金 年14.00% (年365日の日割計算) 債務者 新座市栄五丁目1番29号 一戸勇二 抵当権者 飯能市栄町24番地9 飯能信用金庫 共同担保 目録(注)第5856号 |
| 15 | 永井脩持分抵当権設定 | 令和2年5月15日 第15052号 | 原因 令和2年5月15日保証委託契約に基づく求償債権同日設定 債権額 金1,950万円 損害金 年14% (年365日の日割計算) 債務者 さいたま市南区根岸五丁目11番14号 アルフラット武蔵浦和103 永井脩 抵当権者 東京都文京区本郷三丁目18番14号 三菱UFJ住宅ローン保証株式会社 共同担保 目録(注)第1601号 |
| 付記1号 | 15番抵当権変更 | 令和3年3月12日 第7362号 | 原因 令和3年2月19日住所移転 債務者の住所 新座市栄五丁目1番29号 |
| 16 | 永井脩持分抵当権設定 | 令和3年3月12日 第7364号 | 原因 令和3年3月12日保証委託契約に基づく求償債権同日設定 債権額 金2,070万円 損害金 年14% (年365日の日割計算) 債務者 新座市栄五丁目1番29号 永井脩 抵当権者 東京都文京区本郷三丁目18番14号 三菱UFJ住宅ローン保証株式会社 共同担保 目録(注)第5347号 |

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。